

令和3年度第2回神奈川県難病対策協議会（書面会議）次第

1 報 告

指定難病にかかる令和3年度の事業報告 資料1

2 議 題

神奈川県における難病の医療提供体制整備について

(1) 神奈川県難病医療提供ネットワーク事業実施要領の改正について 資料2

(2) 医療提供体制整備に係る今後の進め方について 資料3

資料1 令和3年度指定難病にかかる事業報告

資料2 神奈川県難病医療提供ネットワーク事業実施要領の改正について

資料3 医療提供体制整備に係る今後の進め方について

※ 回答様式

【別紙】 書面回答票

【参考資料1】 神奈川県における医療機関等の連携イメージ

【参考資料2】 神奈川県難病医療提供ネットワーク事業実施要綱、要領

【参考資料3】 神奈川県難病対策協議会委員一覧

委員一覧

区分	団体名	職名	委員名
1	学識経験者	神奈川県指定難病審査会	会長 田中 克明
2	関係団体	公益社団法人神奈川県医師会	理事 笹生 正人
3		公益社団法人神奈川県病院協会	常任理事 鈴木 龍太
4	基幹病院代表	横浜市立大学附属病院	主任教授 水木 信久
5		東海大学医学部附属病院	教授 佐藤 慎二
6		北里大学病院	主任教授 西山 和利
7		聖マリアンナ医科大学 難病治療研究センター	准教授 唐澤 里江
8	協力病院代表	独立行政法人 国立病院機構 箱根病院	事務部長 伊藤 隆夫
9	患者団体	特定非営利活動法人 神奈川県難病団体連絡協議会	理事長 阿部 直之
10	協力機関	神奈川県労働局職業安定部 職業対策課	地方障害者 雇用担当官 佐藤 貴紀
11	相談支援機関	かながわ難病相談・支援センター	所長 小森 哲夫
12	行政機関	横浜市健康福祉局健康安全部保健事業課	担当課長 山田 洋
13		川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室	担当課長 津田 多佳子
14		相模原市健康福祉局保健衛生部疾病対策課	課長 吉田 健一
15		横須賀市健康部保健所 健康づくり課	疾病予防担当課長 出石 珠美
16		藤沢市保健所 保健予防課	課長 幸田 吉史
17		茅ヶ崎市保健所 保健予防課	課長 井上 郁子
18		鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	所長 濱 卓至
19		福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども 家庭課	課長 長谷川 愉
20		福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	課長 佐藤 恭子
21		健康医療局保健医療部がん・疾病対策課	課長 下山田 義行

神奈川県難病医療提供ネットワーク事業実施要領の改正について

1 経緯

令和5年3月31日をもって、難病医療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）及び難病医療支援病院（以下「支援病院」という。）の指定期間が終了することに伴い、指定要件について見直しを図り、難病医療提供体制の進展を目指すため、実施要領を改正する方向で進める。

2 概要

支援病院の要件については、令和4年1月13日実施の神奈川県難病対策協議会にて、委員の皆様からご意見をいただいた内容を踏まえ、以下のとおり改正する予定。

拠点病院については、支援病院に合わせる形で、要件の追加を以下のとおり行う予定。

（追加箇所に下線。）

また併せて、指定申請書、現況報告書の内容を改正するとともに、文言の整理を行う予定。
(別添参照)

1 拠点病院

次の各号に掲げる要件を満たし、本事業の目的を理解し、要綱第4条に掲げる役割を担う意思があり、実施可能な病院であること。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項第1号の定めにより当該病院に配置が義務付けられた医師のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下「難病法施行規則」という。）第15条第1項第1号イに該当する者が100名以上在籍していること。
- (2) 指定難病について、申請の前年度の年間治療実績が10疾患群以上であること。
- (3) 特掲診療料「遺伝学的検査」及び「遺伝カウンセリング加算」の施設基準の届出を関東信越厚生局にしていること。
- (4) 保険医療機関であること。
- (5) 申請の前年度から継続して、指定難病に関する総合相談事業及び治療、看護などに関する患者向けの事業を行っていることが、客観的数値等により確認できること。
- (6) 申請の前年度から継続して、指定難病に関する相談連絡窓口を設置し、院内における連携体制が整備されていることが確認できること。また、相談連絡員等を配置し他の医療機関と協力して高度の医療を要する患者の受入事業を行っていることが、客観的数値等により確認できること。
- (7) 申請の前年度から継続して、難病について、地域の医療機関等からの要請に応じ医学的指導・助言事業を行い、研修を実施することにより、地域の医療機関との信頼関係を構築していることが、客観的数値等により確認できること。
- (8) 県の難病施策の理解、協力が、過去の実績から客観的に判断できること。
- (9) 臨床調査個人票のオンライン化に意欲的であること。

2 支援病院

- (1) 難病法施行規則第15条第1項第1号イに該当する者が20名以上在職していること。
- (2) 指定難病について、申請の前年度の年間治療実績が4疾患群以上であること。
- (3) 救急病院として指定されていること。
- (4) 保険医療機関であること。
- (5) 緊急時等の難病患者の受入れ及び診療に意欲的であること。
- (6) 拠点病院が実施する研修に定期的に参加する意思があること。
- (7) かながわ難病情報連携センターや難病対策地域協議会等との連携構築に協力する意思があること。
- (8) 難病に係る相談を受けることができる、医療ソーシャルワーカーが在籍していること。
- (9) 臨床調査個人票のオンライン化に意欲的であること。
- (10) 病院内において、指定難病に関する情報共有を行っていること。
- (11) 自施設で対応できる指定難病について、別紙様式を参考に、病院ホームページで情報提供すること。
- (12) 指定難病と診断された患者が適時に医療費助成を受けられるよう、医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等が連携して、指定難病医療費助成制度の認定基準、申請方法などについて説明する体制が整っていること。